

（税金）

税金

日本の税金

日本の税金には、国が集める国税と都道府県や市町村が集める地方税があります。国税には、所得税、法人税、相続税、消費税などがあります。地方税には都道府県税として、県民税、自動車税、地方消費税などがあり、市町村税として、市民税、固定資産税、軽自動車税などがあります。

※ 国税、都道府県税については、税務署・県税事務所にお問い合わせください。

個人の市民税・県民税（住民税）

地方税のうち、広島市に住所がある人が払う税金として、個人の市民税と県民税があります。この二つの税金は、まとめて一緒に払うことになっています。これらの税金（市民税と県民税をあわせて「住民税」と呼んでいます。）は、均等の税額で課税される「均等割」と、その人の前年の所得金額に応じて課税される「所得割」からなっています。

また、租税条約を締結している国からの留学生や事業修習者などで、一定の要件を満たしている人は所得税や住民税の課税が免除になる場合があります。免除を受けるためには、所得税及び住民税についてそれぞれ届出が必要です。所得税の届出だけでは、住民税の免除は受けられませんのでご注意ください。

詳しくは、住んでいる区を担当する市税事務所市民税係にお問い合わせください。